

熱中症対策実施確認リスト

労働安全衛生規則の一部改正に基づく措置に関する確認

		内容	記載例
報告体制の整備(安衛則第612条の2第1項)			
①	☐	報告体制の整備時期 (熱中症のおそれがある作業開始前までに)	2025/6/15 (WBGT28度以上または気温が31度以上と想定される日より前)
②	☐	報告を受ける者の連絡先、連絡方法 (随時報告が受けれる状態)	責任者〇〇〇〇、代理□□□□ 電話、現場事務所へ報告
	☐	体制の周知方法 (確実に伝わる方法)	掲示板へ掲示、メール、文書配布、朝礼やミーティング時に口頭
手順等の作成(安衛則第612条の2第2項)			
①	☐	手順等の作成時期 (熱中症のおそれがある作業開始前までに)	2025/6/15 (WBGT28度以上または気温が31度以上と想定される日より前)
③	☐	作業からの離脱・身体冷却方法の記載	十分に涼しい休憩所に避難させる 作業着を脱がせて水をかける アイススラリーを摂取させる
④	☐	緊急搬送先の記載 (連絡先、所在地)	〇〇病院 住所〇〇〇 電話番号〇〇〇
⑤	☐	措置時の対応記載	搬送の間や経過観察中は1人にしない 単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する
⑥	☐	回復後の体調急変時の対応記載	具合が悪くなったら本人や家族が救急搬送を要請する 事業者側から様子を伺うための連絡を取る
⑦	☐	緊急連絡網の作成	関係者の連絡先
	☐	手順等の周知方法 (確実に伝わる方法)	掲示板へ掲示、メール、文書配布、朝礼やミーティング時に口頭

令和7年5月20日「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」を元に作成

労働安全衛生規則第612条の2抜粋 (熱中症を生ずるおそれのある作業) 第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。
--

「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは



WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業

熱中症による健康障害発生時の対応手順

